

地方自治法、まずはこれ!!

自治体職員のための ようこそ 地方自治法 [第3版] 板垣勝彦[著]

A5判・228頁 定価：本体2,000円+税



- 初めて地方自治法に触れる読者にも分かりやすい!
- 法律書特有の難解な表現を極力用いない工夫をこらし、地方自治法の重要な要点をスムーズに理解!
- 条文は大事なところのみ引用し、注はコラムとして掲載! 図解も掲載し、理解をサポート!
- 2020年4月1日施行となる「会計年度任用職員制度」について新たに記載!

Chap. 15

自治体職員が守るべき約束事 地方公務員法

1 自治体職員の採用

(1) 一般職と特別職

公務員のうち、国に雇用される者を国家公務員、自治体に雇用される者を地方公務員とよびます。地方公務員法(以下、「地公法」といいます)3条1項は、地方公務員を、①長、議会の議員、議会での同意・選挙等によって選出される役員、地方公営企業の管理者、非常勤の顧問・参与・委員・消防団員などの特別職と、②それ以外の職である一般職とに分けています。この本の読者である自治体職員のみなさんは、一般職の地方公務員です(以下、自治体職員について、単に「職員」とすることがあります)。学校の先生や警察官も含めると、地方公務員の数は、全国で約275万人に上ります。

*自治体の臨時・非常勤の職員

平成28年4月1日現在、自治体で臨時・非常勤の職員として勤務している者は、約64万人に上ります(6か月以上、週19時間25分以上勤務している者)。その多くは一般事務、保育士、給食調理員、教員・講師が占めており、また女性の割合が非常に高いのも特徴です。これは、非正規雇用が増えているのが国の労働市場の縮図でもあります。

*会計年度任用職員

一般職の非常勤職員と臨時職員の増加に対応して、平成29年の地方公務員法改正により、会計年度任用職員の制度が導入されました。これは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職とされ、①パートタイムで勤務する形態(地公法22条の2第1項1号)と②フルタイムで勤務する形態(同項2号)とに分かれます。有期雇用であり、1回の任期が毎会計年度を超えることはありませんが、任期の更新が認められます(同条4項)。

会計年度任用職員制度の創設に伴い、臨時的任用は、常時勤務を要する職に欠員を

189



するB社、700万円かかるとするC社、1,000万円は必要になるとするD社でした。この4社が、入札という方法で、自分ならばいくらで工事が可能であるかを提示します。一般競争入札とは、特に入札する業者に制限をかけず、最も安価な価格を提示した業者を選定する方法のことです(市が土地を売却する場合などは、最も高値をつけた会社を選定する)。この事例では、A社が落札して、工事を請け負うことになります。

*最低落札価格

しかし、相場からいって、300万円ではあまりに安すぎる場合があります。必要な最低水準を保つために、通常は、下限としての最低落札価格が設定されます。この工事をするのに最低でも400万円はかかると考えられたならば、A社は外され、B社が落札することになります。これに対して、上限として設定されるのが予定価格です。

(3) 指名競争入札

ところが、B社はB社で、よその町でB社の手がけた工事で手抜きが見つかりました。みなさんならば、B社が十分に反省して信頼を回復するまでは、公共工事からはお引き取り願いたいことでしょう。これが指名競争入札であり、過去に問題を起こした業者などの入札を制限して、信頼できる業者のみを指名して入札に参加させるしくみです。

しかし、指名競争入札には、いかなる基準で入札できる業者を指名するかという大きな問題があります。又市が恣意的な基準を制定すれば、低価格で買

図11 誰を選ぶ?



178



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

Chap. 1 地方自治とはなにか

- 1 「自治」の意味
- 2 地方自治が必要な理由
- 3 「地方自治の本旨」
- 4 まとめ

Chap. 2 地方自治の「むかしといま」

- 1 わが国の地方自治の歴史
- 2 地方自治と法律
- 3 新たな分権の構想

Chap. 3 自治体にはどのようなものがあるか

- 1 地方公共団体の種類
- 2 都道府県と市町村
- 3 「平成の大合併」
- 4 合併のメリットとデメリット
- 5 特別地方公共団体

Chap. 4 自治体の住民

- 1 「住民」とは
- 2 住民の権利
- 3 住民の義務
- 4 住民参加・住民投票

Chap. 5 自治体のしごと—自治事務と法定受託事務

- 1 地域における事務とその他の事務
- 2 自治事務と法定受託事務
- 3 以前の事務区分と分権改革による変更
- 4 条例による事務処理の特例
- 5 自治体相互の協力

Chap. 6 国は自治体のしごとに口出しできるか—関与のしくみ

- 1 関与の三原則
- 2 関与の基本類型と具体例
- 3 関与に関連するしくみ
- 4 処理基準の設定
- 5 国と地方の間の紛争裁定のしくみ

Chap. 7 自主行政権①—自治体の経済活動とまちづくりの手法

- 1 自治体の経済活動
- 2 まちづくりの手法

Chap. 8 自主行政権②—決まりを守らない住民への対処と情報公開・個人情報保護

- 1 決まりを守らない住民への対処
- 2 情報公開・個人情報保護

Chap. 9 自主財政権

- 1 地方財政のしくみ
- 2 地方債
- 3 地方税
- 4 地方交付税
- 5 国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金

Chap. 10 自主立法権

- 1 自主立法権
- 2 憲法と条例の関係
- 3 法律と条例の関係
- 4 様々な条例

Chap. 11 自治体の組織①—議会と長

- 1 議会
- 2 長

Chap. 12 自治体の組織②—委員会と委員、議会と長の関係、監査のしくみ

- 1 委員会と委員、附属機関、専門委員
- 2 議会と長の関係
- 3 監査のしくみ

Chap. 13 住民による自治体のチェック—住民監査請求と住民訴訟

- 1 住民監査請求
- 2 住民訴訟
- 3 住民訴訟の諸問題

Chap. 14 公の施設の管理

- 1 自治体の財産管理
- 2 公共事業の実施①—自治体と契約
- 3 公共事業の実施②—土地取得のしくみ
- 4 公の施設の利用権
- 5 公の施設の設置・管理責任
- 6 指定管理者とPFI

Chap. 15 自治体職員が守るべき約束—地方公務員法

- 1 自治体職員の採用
- 2 勤務関係の消滅
- 3 自治体職員の義務
- 4 自治体職員の責任
- 5 自治体職員の利益保護

今後の学習のために
事項索引・判例索引

関連図書のご案内

人口減少時代の地方自治を担ってゆく自治体職員を励まし、勇気づける渾身の一冊

地方自治法の現代的課題

板垣勝彦 著

A5判・552頁
定価：本体5,000円＋税



詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

自治体職員のためのようこそ地方自治法 [第3版]

●定価2,200円(本体2,000円) [コード069245]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額(商品の税込価格+送料)の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒	—
ご住所	
機関名	部署名 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	様 <input type="checkbox"/> E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての振替、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問い合わせフォーム(https://www.daiichi-hokki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-656 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印